

別表

ショートステイ光の苑利用料金表

令和3年4月1日策定
 令和3年8月1日改定
 令和4年10月1日改定
 令和6年4月1日改定

1 介護保険給付サービス利用料金

原則として下記のとおりです。利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

- (1) 利用者負担金サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。(1日につき)

単位：円

要介護区分	基本単価	負担段階	滞在費	食費	1日あたりの負担額(1割)	1日あたりの負担額(2割)	1日あたりの負担額(3割)
要支援1	1割 529 2割 1,058 3割 1,587	第1段階	820	300	1,649	-	-
		第2段階	820	600	1,949	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	2,839	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,139	-	-
		第4段階	2,006	1,445	3,980	4,509	5,038
要支援2	1割 656 2割 1,312 3割 1,968	第1段階	820	300	1,776	-	-
		第2段階	820	600	2,076	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	2,966	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,266	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,107	4,763	5,419
要介護1	1割 704 2割 1,408 3割 2,112	第1段階	820	300	1,824	-	-
		第2段階	820	600	2,124	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	3,014	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,314	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,155	4,859	5,564
要介護2	1割 772 2割 1,544 3割 2,316	第1段階	820	300	1,892	-	-
		第2段階	820	600	2,192	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	3,082	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,382	-	-

		第4段階	2,006	1,445	4,223	4,995	5,767
要介護 3	1割 847 2割 1,694 3割 2,541	第1段階	820	300	1,967	-	-
		第2段階	820	600	2,267	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	3,157	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,457	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,298	5,145	5,992
要介護 4	1割 918 2割 1,836 3割 2,754	第1段階	820	300	2,038	-	-
		第2段階	820	600	2,338	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	3,228	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,528	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,369	5,287	6,205
要介護 5	1割 987 2割 1,974 3割 2,961	第1段階	820	300	2,107	-	-
		第2段階	820	600	2,407	-	-
		第3段階①	1,310	1,000	3,297	-	-
		第3段階②	1,310	1,300	3,597	-	-
		第4段階	2,006	1,445	4,438	5,425	6,412

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いしていただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

【加算】 お支払いいただく利用者負担金は次の額です。

	加算の種類	加算の内容	加算額
	サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士割合が35%以上の場合に加算。	22円/日
✓	サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合に加算。	18円/日
	サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合に加算。	6円/日
	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	(Ⅱ)の要件を満たし見守り機器等のテクノロジーを複数導入し実践している事。職員間の適切な役割分担(介護助手等)の取組を行っている場合に算定。	100/月

	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジー機器を1つ以上導入し、利用者の安全並びサービスの質の確保及び職員の負担軽減を資する委員会を開催、改善計画を計画的に行った場合に算定。	10円/月
	看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護職員を1名以上配置している場合に加算。	4円/日
	看護体制加算(Ⅱ)	常勤の看護職員を2名以上配置している場合に加算。	8円/日
	看護体制加算(Ⅲ)イ	前年度または算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3~5の利用者の割合が100分の70以上であり、常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算。	12円/日
	看護体制加算(Ⅳ)イ	看護体制加算(Ⅱ)及び、(Ⅲ)イを満たしている場合に加算。	23円/日
※	送迎加算	利用者の状態に合わせ、必要に応じて送迎を行った場合に片道料金を加算。	184円/片道
	看取り連携体制加算	短期入所を利用時に看取り期の利用者に対するサービス提供を行った場合に死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度に算定。	64円/日
	緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた場合7日及び14日以内に限り算定される加算。	90円/日
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	夜勤を行う介護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に加算。	18円/日
	個別機能訓練加算	入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練をした場合の加算。	56円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応受入加算	緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断し、介護支援専門員、受入事業者と連携し入所に繋がった場合、7日を限度として加算。	200円/日
	若年性認知症患者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ利用者ごとに個別の担当者を配置している場合の加算。	120円/日
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	認知症介護実践リーダー研修を修了している者で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の人の割合が50%以上の条件で、専門的なケアをした場合に算定できる加算。	3円/日
	療養食加算	医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合の加算。	8円/日

	医療連携強化加算	褥瘡処置や、喀痰吸引など厚生労働大臣が定める状態にあるもので、看護師による巡回や主治の医師と連絡が取れない等の場合における対応を事前に取り決めし対応した場合に加算。	58円/円
	在宅中重度者受入加算 イ	看護体制加算（Ⅰ）又（Ⅲ）を算定し、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者がショートステイを利用する際、訪問看護事業者から訪問を受け健康上の管理を行った場合の加算。	421円/日
	在宅中重度者受入加算 ロ	看護体制加算（Ⅱ）又（Ⅳ）を算定し、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者がショートステイを利用する際、訪問看護事業者から訪問を受け健康上の管理を行った場合の加算。	417円/日
	在宅中重度者受入加算 ハ	在宅中重度者受入加算において、イ若しくはロのいずれも算定している場合の加算。	413円/日
	在宅中重度者受入加算 ニ	看護体制加算を算定せず、居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者がショートステイを利用する際、訪問看護事業者から訪問を受け健康上の管理を行った場合の加算。	425円/日
✓	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に8.3%を乗じた額の負担割合分。	
✓	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に2.7%を乗じた額の負担割合分	
✓	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの1月の総単位数(上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算)に1.6%を乗じた額の負担割合分	
	長期利用時の減算及び長期利用の適正化	長期利用者（31日から60日）減算となり長期利用の適正化（61日以降）の段階的な減算（介護度別）が適応。要支援1については介護福祉サービス費の要介護1の単位数の100分の75を算定、要支援2については介護福祉サービス費の100分の93を30日以降算定。	
	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束適正化に向けて必要な措置が講じられていない場合に100分の1に相当する減算の実施。	
	高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に所定単位数の100分の1を減算。	
	業務継続計画未実施減算	事業継続計画の未作成、又は当該事業化計画に従い必要な措置が講じられていない場合に、100分の1	

	相当の減算。	
--	--------	--

2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

※居住費[光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等）

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、室料を負担していただきます。

※食費（食材料費及び調理費）

ご利用者様に提供する食事の材料及び調理にかかる費用を、実費相当額の範囲内にて負担していただきます。

朝食 415円 昼食 515円 夕食 515円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費・居住費の金額（1日あたり）のご負担となります。

(3) その他の費用

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は要した費用の実費をいただきます。
レクリエーション、クラブ活動	ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことが出来ます。材料費・参加費等の実費をいただきます。
複写物の交付	ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には要した枚数に応じて実費をいただきます。
日常生活品	個人用のティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、タオル、衣類、履物、髭剃りなどご利用者が負担する事が適当と認められるものは実費の費用をいただきます。持ち込まれる場合は、費用の負担はありません。
理美容	訪問理容師をご利用いただけます。要した費用の実費をいただきます。
電化製品持ち込み料	テレビ、ラジオ、電気毛布、携帯電話等の電化製品の持ち込みについて、1点につき日20円～100円をいただきます。詳しくは、ご相談ください。
予防接種	インフルエンザ・肺炎球菌ワクチンなど希望される方は、実費をいただきます。
通院・外出時の付き添い	原則通院については家族対応をお願いしております。
電話代	施設の電話を利用される場合、実費をいただきます。
その他	切手、葉書・写真等希望される場合は、実費をいただきます。

光の苑電化製品持ち込み料金一覧

冷蔵庫	30円/日
テレビ	30円/日
パソコン	20円/日
ラジカセ	10円/日
電気毛布	20円/日